

# 配水池等水供給システム検討業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

野田市では、老朽化が進む上花輪浄水場を休止又は廃止することから、中根配水場を拠点とした新たな水供給システムの構築が急務である。

このため、中根配水場に新たな配水池を建設し、配水池に付帯する施設設備の整備及び送配水管の整備を計画的に推進するため、水道施設整備の基本計画の策定に取り組む必要がある。

これらを踏まえ、水道施設に関する専門的な知識はもとより、将来の見通しを分析する高い技術力、将来を見据えた創造力など様々な能力を備えた民間事業者を選定し、円滑かつ効果的に進めるために必要な支援を得る必要があることから、プロポーザルを実施する。

なお、本要領は、水供給システムの構築に最も優れたプランを提案した者を当該業務の委託先候補者及び次順位委託先候補者（以下「委託先候補者等」という。）として選定するために必要な事項を記載したものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

配水池等水供給システム検討業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務内容

ア. 上花輪浄水場を休止又は廃止することから、中根配水場に新たな配水池（5,000 m<sup>3</sup>以上を 2 池）を建設し、送配水方法の水供給システムを構築するための基本計画を作成する。

イ. 北千葉広域水道企業団（水道用水供給事業者）からの受水地点が、上花輪浄水場から中根配水場が変わるため、受水に必要な導水管等の整備計画を作成する。

ウ. 詳細については、別紙「配水池等水供給システム検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 3 年 1 月 15 日

### (4) 提案上限額

55,000,000 円（税抜）

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たすものとする。

### (1) 参加形態

単独企業とし、共同企業体による参加は認めない。

### (2) 基本要件

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- イ. 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から 3 年を経過している者
- ウ. 野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 28 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者
- エ. 野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 5 月 11 日制定）に基づく指名除外を受けていない者
- オ. 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間が経過している者
- カ. 入札日前 6 か月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者
- キ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
- ク. 参加者の地域要件は指定しない。
- ケ. 本プロポーザルの公告日までに元請けとして、本業務と同種又は類似の業務を完了した実績を有する者

(3) 資格要件

- ア. 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者
- イ. 国土交通省建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条に基づき、「上水道及び工業用水道部門」にかかる建設コンサルタント登録簿に登録を受けている者

(4) 配置技術者及び技術者要件

ア. 管理技術者

業務の実施に当たり技術上の管理を行う管理技術者を 1 名配置すること。

管理技術者は、次に示す要件すべてに該当する者でなければならない。

なお、管理技術者は、照査技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

- (i) 技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道、または総合技術監理部門：上下水道一般並びに上水道及び工業用水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (ii) 本プロポーザルの公告日までに管理技術者として、本業務と同種又は類似の業務を完了した実績を有する者
- (iii) 本プロポーザルの公告日において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

イ. 照査技術者

業務の実施に当たり照査を実施する照査技術者を 1 名配置すること。

照査技術者は、次に示す要件すべてに該当する者でなければならない。

なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

- (i) 技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道、または総合技術監理部門：上下水道一般並びに上水道及び工業用水道）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (ii) 本プロポーザルの公告日までに管理技術者又は照査技術者として、本業務と同種又は類似の業務を完了した実績を有する者
- (iii) 本プロポーザルの公告日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

#### ウ. 担当技術者

業務の実施に当たり機械・電気を担当する技術者を1名配置すること。

担当技術者は、次に示す要件すべてに該当する者でなければならない。

なお、担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることはできない。

- (i) 担当技術者は第三種電気主任技術者の資格を有する者
- (ii) 本プロポーザルの公告日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

#### (5) 同種及び類似の業務

区分	詳細
同種の業務	① 水道施設の再構築に関する計画を策定するための業務 ② 水道施設の更新に関する基本計画を策定するための業務 ③ 水道管の更新に関する基本計画を策定するための業務 ※ 水道施設及び水道管の範囲は、水道事業全体の施設又は水道管を指すものであり、個別の施設や管路を指すものではない。
類似の業務	① 水道施設の長寿命化に関する計画を策定する業務 ② アセットマネジメントを実践するための業務 ③ 水道ビジョンを策定するための業務 ④ 経営戦略を策定するための業務 ⑤ 上記①～④及び同種の業務以外の水道事業及び水道施設の計画策定に関する業務

#### 4. 業務履行に当たっての留意事項

仕様書に定める業務内容及び本市水道部の指示に柔軟に対応すること。

#### 5. 審査及び委託先候補者等の選定

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要領等に基づき提出された技術提案書等の書類を、「配水池等水供給システム検討業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査・選出し、水道事業管理者及び水道部管理職で構成される機関（以下「選定機関」という。）において、本業務の委託先候補者を選定する。

##### (1) 一次審査

一次審査は、事務局において審査するものとし、参加資格要件の適格審査を行う。  
なお、要件を満たしていない者は失格とし、その旨を通知する。

参加資格要件が適格である者については、技術提案書等提出の要請書を送付する。

(2) 二次審査

二次審査は、審査委員会において審査するものとし、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション、ヒアリング等による審査委員会の評価を踏まえ、一定の基準以上である者のうち評価合計点の上位3者程度選出する。

なお、一定の基準とは、「配水池等水供給システム検討業務公募型プロポーザル評価基準要領」（以下「評価基準要領」という。）の「3. 評価方法及び選出方法」に定める最低基準点とする。

プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。

(3) 評価方法

審査委員会は、評価基準要領に基づき評価を行う。

(4) 委託先候補者等の選定

ア. 委託先候補者等の選定は、審査委員会で選出された者の中から、選定機関において協議し、委託先候補者及び次順位委託先候補者をそれぞれ1者選定する。

イ. 水道部は、委託先候補者と交渉を行うものとし、その者と交渉が整わない場合に次順位委託先候補者と交渉を行うものとする。

ウ. 応募者が1者の場合においても一次審査及び二次審査を実施し、それぞれの基準を満たした場合は、その者を委託先候補者として選定する。

(6) 選定結果の通知

選定結果は野田市水道部公式ホームページにおいて公表するほか、参加表明者すべてに書面で通知することとし、電話による結果の回答は行わない。

また、審査及び選定結果に対する質問や異議については、一切受け付けない。

## 6. 契約

委託先候補者と本業務に係る随意契約の見積書聴取等の契約交渉を行うものとする。ただし、委託先候補者に事故等があり、見積書の聴取が不可能となったときは、次順位委託先候補者を契約交渉、見積書聴取の相手方とする。

(1) 契約の締結

見積額が提案価格の範囲内にあるとき契約する。

(2) 契約者

野田市水道事業管理者 齊藤弘美

(3) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 契約保証金

野田市水道事業会計規程第114条第2号の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額とする。

## 7. 募集要領等の配布

- (1) 配布期間  
令和2年5月1日（金）から令和2年5月29日（金）午後5時まで
- (2) 配布場所  
募集要領等は、原則として野田市水道部ホームページから入手するものとする。  
※水道部ホームページ <http://www.city.noda.chiba.jp/suido/>
- (3) 配布資料
  - ア. 公募型プロポーザル実施要領及び各種様式
  - イ. 公募型プロポーザル評価基準要領
  - ウ. 地質調査報告書
  - エ. 中根配水場内施設平面図、導水・送配水管経路図

## 8. 参加表明書等の提出【一次審査】

- (1) 提出書類
  - ア. 参加表明書（様式1）
  - イ. 参加者資格確認書（様式2）
  - ウ. 技術者資格確認書（様式3）
  - エ. 参加表明書等に関する質問書（様式4）
- (2) 書類の提出方法等
  - ア. 提出部数
    - (i) 参加表明書（様式1）：1部
    - (ii) 資格確認書（様式2、様式3）：正1部、副10部
    - (iii) 提出書類（ii）は「参加表明資料」と記載した表紙をつけて、A4判サイズのホチキス留めで提出すること。
  - イ. 提出方法  
提出書類は、事務局まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
  - ウ. 受付期間  
令和2年6月12日（金）から令和2年6月19日（金）午後5時まで
- (3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答
  - ア. 質問方法  
質問は、質問書（様式4）により電子メールにて事務局へ提出すること。  
なお、電子メール以外（電話・ファクシミリ等）での質問は受け付けない。  
また、二次審査となる技術提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。  
※当業務に直接関係のない質問については回答しない。
  - イ. 質問書受付期間  
令和2年5月1日（金）から令和2年6月5日（金）午後5時まで
  - ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和2年6月10日(水)に野田市水道部公式ホームページにおいて公表する。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア. 参加者資格確認書(様式2)

資格確認書は、参加資格要件に基づき記載すること。

なお、資格及び実績等を確認できる資料を添付すること。

イ. 技術者資格確認書(様式3)

資格確認書は、参加資格要件に基づき記載すること。

なお、資格及び実績等を確認できる資料を添付すること。

(5) 参加要請

一次審査において参加資格を認められた者については、技術提案書等提出の要請を別途通知する。

## 9. 技術提案書等の提出【二次審査】

(1) 提出書類

ア. 技術提案書(様式5)

イ. 業務の実施体制

ウ. 業務の実施方針

エ. 業務の取組姿勢

オ. 仕様書「2-4. 基本計画」に対する提案書

カ. 価格提案書(様式6)

キ. 技術提案書等に関する質問書(様式7)

※上記イ～オの様式については任意とする。

(2) 書類の提出方法等

ア. 提出部数

(i) 技術提案書(様式5) : 1部

(ii) 上記イ～カ : 正1部 副10部

(iii) 提出書類(ii)は「技術提案資料」と記載した表紙をつけて、A4判サイズのホチキス留めで提出すること。

イ. 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送とする。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

ウ. 受付期間

令和2年7月13日(月)から令和2年7月20日(月)午後5時まで

(3) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

ア. 質問方法

質問は、質問書(様式7)により電子メールにて事務局へ提出すること。

なお、電子メール以外(電話・ファクシミリ等)での質問は受け付けない。

イ. 質問書受付期間

令和2年6月30日（火）から令和2年7月7日（火）午後5時まで

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、技術提案書提出予定者全員に対し、令和2年7月10日（金）に電子メールにて回答する。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア. 業務の実施体制

本業務の履行に当たり、担当者人数、チームの特徴や遂行するための能力について記述すること。

イ. 業務の実施方針

本業務の履行に当たり、目的、条件、内容の整理、及び本業務完了までの手順、工程、フローを記述すること。

ウ. 業務の取組姿勢

配水池の建設及び機械設備並びに導水・送配水管等を整備するにあたり、課題やその課題に対する検討及び提案について記述すること。

エ. 仕様書「2-4. 基本計画」に対する提案書

基本計画に対する検討内容及び提案内容について記述すること。

また、各計画の概算事業費についても提案すること。

オ. 価格提案書（様式6）

本業務を履行するにあたり、調査や基本計画等、業務に必要な費用を消費税抜きで計上する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア. 原則非公開で行うものとする。

イ. プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は制限しない。

ウ. プレゼンテーション及びヒアリングの会場、日時等については一次審査後に別途通知する。

エ. プレゼンテーションの時間は1時間以内（機材の設置・片付は除く）、ヒアリングは約1時間とする。

オ. プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1判）やパワーポイント等によるスライドを使用すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンについては、プレゼンテーション参加者において用意すること。

カ. プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。

キ. ヒアリングはプレゼンテーション開催日に実施するが、確認事項や不明な点については後日追加でヒアリング等を実施する場合がある。

この場合の連絡方法は電話にて連絡する。

## 10. 審査委員会

委員会の委員は、別に定める「配水池等水供給システム検討業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」によるものとする。

## 11. その他

### (1) 辞退について

技術提案書の提出者に選定された者が、提案書の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4とする。）により、令和2年7月20日（月）までに事務局まで持参又は郵送すること。

なお、辞退した場合でもこれを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

### (2) 費用負担

プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

### (3) 提出資料の差し替え

提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。

ただし、審査上必要として求めたもの又はやむを得ないものとして水道部が認めたものについてはこの限りではない。

### (4) 配置予定技術者の変更

提出した書類に記載した配置予定技術者は原則として変更は認めない。

ただし、疾病、死亡、退職等の極めて特別な場合により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し、水道部の了解を得るものとする。

### (5) 提出資料の取扱い

ア. 提出された参加表明書等は返却しない。

イ. 委託先候補者及び次順位委託先候補者に選定されなかった者の技術提案書等は、提出者の希望がある場合は返却する。

ウ. 提出書類は、評価を行う際に必要な場合において、その一部又は全部を複製できるものとする。

エ. 提出書類及びその複製は、本プロポーザル評価及び記録以外に提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、採用する技術提案書等の著作権は、水道部に帰属するものとする。

オ. 委託先候補者及び次順位委託先候補者に選定された提案書については、その一部又は全部を野田市水道部の公式ホームページにおいて公開できるものとする。

### (6) 技術提案の履行

ア. 受注者は、技術提案書および契約書に基づき誠実に責任をもって履行すること。

イ. 受注者は自らの責めにより、技術提案書の提案事項が達成又は履行できなくなった場合、水道部に対して違約金を納めるものとする。

### (7) 説明会

本プロポーザルに関する説明会（現場説明会を含む）は、開催しない。

現場への立ち入りを希望する場合は事前に事務局へ連絡し、事務局が指定する日時とする。

### (8) その他



- ア. 参加者は、本プロポーザル及びその後の本業務遂行について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。
- イ. 提案書類等は情報公開の請求により開示する場合がありますので、承知の上、応募すること。

(9) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア. 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
- ウ. 本募集要領の規定に違反した場合
- エ. 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - (i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - (ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
  - (iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - (iv) 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

## 11. 事務局

野田市水道部工務課浄水係（担当：石栗・峠下）

〒278-0031 野田市中根 324 番地

TEL：04-7124-5146 FAX：04-7124-3362

E-mail：suidoubu-1@mail.city.noda.chiba.jp

## 12. スケジュール

		内 容	日 程
一 次 審 査	参 加 表 明 書 等 提 出	募集要領等の配布	令和2年 5月 1日(金) から 令和2年 5月 29日(金) まで
		募集要領等に関する質問書の受付	令和2年 5月 1日(金) から 令和2年 6月 5日(金) まで
		質問書の回答(ホームページで公表)	令和2年 6月 10日(水)
		参加表明書等の受付	令和2年 6月 12日(金) から 令和2年 6月 19日(金) まで
		提出書類の審査	令和2年 6月 22日(月) から 令和2年 6月 24日(水) まで
二 次 審 査	技 術 提 案 書 等 提 出	技術提案書等提出の要請通知	令和2年 6月 26日(金)
		技術提案書等に関する質問書の受付	令和2年 6月 30日(火) から 令和2年 7月 7日(火) まで
		質問書の回答	令和2年 7月 10日(金)
		技術提案書等の受付	令和2年 7月 13日(月) から 令和2年 7月 20日(月) まで
		技術提案書等の審査 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和2年 7月 27日(月) から 令和2年 8月 19日(水) まで
		選定結果の通知及び公表	令和2年 8月 21日(金)
		見積書の提出	令和2年 8月 24日(月)
		契約の締結	令和2年 8月 31日(月)

※上記スケジュールは予定ですので変更となる場合がある。

また、ヒアリングの実施回数は1回とは限らない。

### 13. 審査フロー

